

OB  
会報

第15号

1977.6.18

横浜国大  
アーティスト部  
O.B会

## OB 総会・記念パーティ開催

○去る五月二十二日（一月）今年度の  
総会ならびに、部創立二十周年記念ペー  
ニパス食堂において、常盤台の新キヤ  
出席者をもつて盛大に開かれました

か諏訪見当着後一周年度は、件連続昨年度に起きて、その対策は、事故の発生を防ぐため、年に一度実施される定期検査である。この検査では、各機関が各自の責任範囲で設備の点検や修理を行なう。また、各機関間での情報交換や意見交換も行われる。この検査によって、機関間での連携が強化され、より効率的な運営が実現している。

十六期

十七  
端

村田・植松・本多・大竹・根垣・長田  
山崎・三好・佐藤  
梅野・白須・木村・小糸・石川・川俣  
込本・村山・山下・小河・菱沼・市野  
武田

總会において決定した事の概略を  
以下にお知らせしますが、詳しくは  
最後の資料や、会報十四号をご覧く  
ださい。

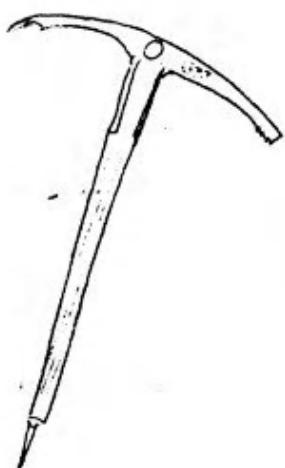


あなたは、正心眼？ 雜心眼？

を会外動卒 す準が でれいたすにすも  
乞員へ！業現る会あし 变にまたる合びの今は  
はの、て、在事員りかわとすけ事、、で回  
ら皆あいた、でとき、るい。れひたをあの  
せさるるす〇す。いすた粵、しばす会のり会  
るんいわべBう。だはてた、。則趣、則  
ものはけて会 も 一あもが御そ 旨多項  
の活、でのは の 点き、理の運は 目は  
が躍国す〇、 を 、リ現て解点用、現に  
あへ内がB國 は 大あ夷、い、現に  
り習を、を大 は きりに会た読や夷わか  
手性南卒正ワ 、 くま活則たみすのたる  
す。へ業会ニケ モ 交せ動がけ此い活、り  
。に北後員ゲル モ けんそ改るべ会動て大  
はへ、と規 定 事 の正とて則状い幅  
目と海活を 事 他さ思に況ま

き雪お、行け 区正は名 は送い てには現  
すの答よはでも別式送前を限科るすお必ハ夷そ  
の作えく・すちすにらされ界の会たり要。に、  
でり下あ弾かろる設なのらに直の一まなとはで  
・変さ考力らん事けいせをき上台方すいか、  
全えいえ的・にるヨモ考てげ市、。と、〇正  
員・。のに準一いこ準すえお専か会 い〇B会員  
お会へ上考レ時たと会が合りから費 うB会員で  
送計、え正休しに員、わまある考のみ  
りのれ同て、会まし凸会せすりえみ  
下書を封い正的、と報て。、きで  
ニ類ものましにた正い・、今しきで  
い作とハす準考。会う諸名 のてか  
。りにガ。へえ 員も衆寡 まもな  
」を・キ のる ヒの内に ま、  
し名び 移わ はを等は び郵て や連絡参加れ  
聞もでど い特キも。

封とつも させん山 場の御料 リス周特十スライ  
思こ入まい月で小つの行了に内か力年集同周年  
てわれれた。中、屋き一の承あ容かイに十五周年と  
いれはた、 に一のまつ原下る等ラおをい発行  
たる・いス、 文事しに稿さ通にてイ い  
た写レとカ 編お尋てしをいりついんてはい  
け真 思イ 集書のはたの。できまをはいた年の  
るが いら 委きう、いせ、すます目、た  
とあ まイ 員下ちテと、な。し。ごよし  
助り すン 会さ、 1考現るへて 1りま過去  
かき のの まい何マえ役ベ は て、一層た二  
りし び中 で。か、て、く 编充が回  
また 、に お原一自お。たカ最後  
すら 、 尋真 よ稿つ由り少くニ最後 编集夷、  
。 同 下、遙稿す。広んも資 に、二記  
とた十念



夏には、山小屋へ!!

御 さ B しち・山と B 左記二  
家 とも のか山計集結の二十周年記念行事の一環とし  
族 い 多 ま ふり屋画結の要領で、山小屋へ新旧して  
時 記 で合 い たる定着して、樂 う い  
の や と 一 さ 参 せ 思度とし、著 い い  
加 の い も に 成 す す 楽 う い  
も 上 ま ぎ な 四 し 以 す す い  
大 是 す い 季 き 来 く 一 夜 よ を  
欲 非 む ら て て 十 一 夜 よ を  
迎 お こ い 通 と 年 ね 新 旧 しゆう と  
で い の て そ う じ き 経 き して  
す で 機 き い す て 下 し 会 あ う て  
。 下 し 会 あ う て て こ に い し 私 わ 、  
。 お の か た す い お の か た す う 。

一、集合方法 一月 （二前十後七）

現地集合何(主) ト 由ト ひ二 も十 可(合)

不てら加お 明もせ・計 乃か下不画 点まさ参の 等いい加都 あま・を合  
りせへ同も ほん後封あ 一。日のり だ。ハモ ラ 变がす 左更キの 記がひで  
てあお・散

→知參な

## 20週年記念行事 スカイライン編集について

編集方針 創部以来 20年を経た今 わが会の形がいかにかわっているOBや現役、全員にとって、ワンケルとは何なのかを見つめるものとしたい。そこで、それ以外に違いがあると思われるか、自分は、ワンケルから何を得たか（又は失ったか）、今現在の生き方に、ワンケルは、どんな影響をおぼしているか、というテーマで編集したいと考えている。

主テーマ 今の自分に、ワンケルは、どう影響しているか？

その他 山行記録 '72.1.以降  
総括 '72～'76.  
座談会（できめいは）  
裏話  
Y.W.V名物人間  
山小屋より  
現役より  
自由投稿  
名簿 等

予算 週刊誌大、140ページ前後（10週年スカイライン並み）  
で、（300部）かかる見込みです。  
OB会 300部のうち、200部必要となるので、部数割  
にて、現役 OB会 の負担を考えています。  
通常の資金から 程度は、出せるのが、残り のうについ  
ては、1部につき、 円のカッパをお願いする事に  
なります。

### スカイライン編集（準備）委員会

上原（9期）	山下（17期）
山下（12・）	海野（19・）
村松（13・）	磯尾（19・）
鶴岡（14・）	中村（19・）
小泉（15・）	古橋（20・）
萩生田（15・）	青山（20・）
木下（16・）	

横浜国大 W.V 部 OB会 会計報告 昭和51年度分

収入の部

内訳 前年度よりの繰り戻し金  
OB会費  
故徳繁君御慰藉より  
総会関係剰余金

支出の部

内訳 山小屋借金返済  
総会会場費  
故大島君生花代  
OB会報印刷費  
通信費  
(報告書・会報・総会  
事務費)

差引残高

残高は、来年度の活動資金として繰り越け致します。

以上、相違御座居ません。報告致します。

会計 小泉 (印)

横浜国立大学ワンドーム部OB会会則改正 S52.5.22

第一章 總則

(改订)

第1条 本会は横浜国立大学ワンダーフォーゲル部のB会と称し本部を横浜市南区大岡町横浜国立大学工学部内に置く。

...横浜市保土ヶ谷区常盤台156-1-西

第2条 本会は会員相互の連絡及び親睦をはかり  
フンダーフォーグル運動の発展を期すことを  
目的とする。

第2章

第3条 本会は目的達成のため以下の事業を行う

- ・ワンドリング
- ・ワングーフォーゲル運動についての研究
- ・歴史の編さん
- ・会報の刊行
- ・ワングーフォーゲル部への援助と助言
- ・ワングーフォーゲル部行事参加
- ・其他目的達成のために必要な事業

### 第3章 会員及び組織

第4条 本会は次の4種会員で組織する  
○名誉会員  
○正会員  
○準会員  
○客員会員

第5条 名譽会員は横浜国立大学ウンダーフォーグル部及本会に關し功績顯著なもの、またはその目的達成に多大の貢献をしたもので、総会の特別決議により指定せんとする。

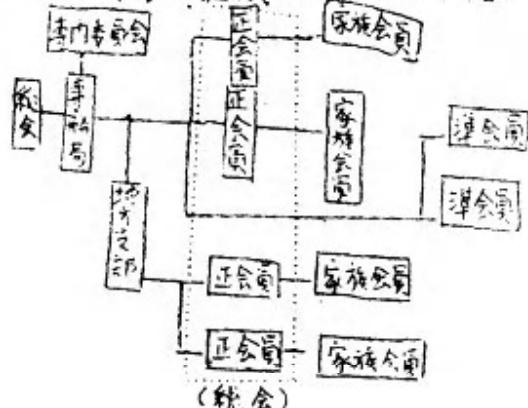
第6条 正会員は以下の一に該当するものでなければ  
いけない。

- (1) 横浜國立大写 ワンダーフォーゲル部の出身者  
 (1) 同部中途退部者であつて在部中に著しい功績を残したと認められるもの。

第十九条 準会員は正会員に準ずる。

第8条 家族会員は正会員の申告に基づくその配偶者及びその子女

カリタス 本会の組織は次のとく定める。



…算するが、会費納入の義務はないものとします。

## 第4章 役員

オ10条 本会は以下の役員を置く

- ・ 会長
- ・ 務務局長
- ・ 各専門委員長
- ・ ワンダーフォーゲル部派遣顧問
- ・ 地方支計長
- ・ 会計

オ11条 会長は総会の特別決議により選行され、会  
を代表し、会則に定める事項を行なう

… 決行する

オ12条 務務局長は事務局の指名したものを総会の  
特別決議により任命する。

… 決議に付

オ13条 ワンダーフォーゲル部派遣顧問は事務局の  
推せん、総会特別決議により任命されOBの  
勧意に基きワンダーフォーゲル部に指導と助言を与える

… 総会決議

オ14条 会計は事務局の指名に基き、総会の決議に  
より任命する。

## 第5章 総会

オ15条 総会は会の最高の意志決定機関である。

オ16条 総会は正会員により構成される。

オ17条 総会は年一回定期的に正会員の集合に便利  
な地に於て開催される。その定期総会は会長  
がこれを招集する。

オ18条 会長が必要と認めた場合会長は総会を招集  
できる。

オ19条 正会員は総会に於て各目の議決権を有し  
総会に出席し意見を述べることができる。

オ20条 前条の議決権は総会毎に書面によりその  
行使を他の正会員に委任することができる。

オ21条 総会は全正会員の過半数の出席がなければ  
これと聞くことができない。

オ22条 会長はオ17条、オ18条に規定する他に、次  
の場合総会を招集しなければならない。

(1) 務務局が総会招集の決定をしたとき

(2) 全正会員の10分の1以上から請求のみたとき

オ23条 総会の決議は出席会員の過半数の賛成により  
成立する。但し特別決議によるべき場合は三分の二  
以上多数の賛成にすらねばならない。

(削除)

オ24条 総会はその決議により議長の監査、議事録  
の作成、保存等議事の運営についての細則を定  
めることができます。

## 第6章 事務局

オ25条 事務局員は正会員でなければならぬ。

オ26条 事務局員はこの会の会則、総会の決議、事  
務局の決定に従い予算の執行、その総会の  
事業を執行する権利を有する。

オ27条 事務局員の数は15名以内とし、総会の決議  
により正会員中より選任される。

(削除)

オ28条 事務局員は総会の特別決議により解任する  
ことができる。

…の決議により

オ29条 事務局員は己もと得たる事由のあるときは  
これと事務局長に告げた上で辞任することができる。

オ30条 事務局員は全員で事務局を構成し、事務局員のうちから事務局を代表する事務局長を指名する

オ31条

- (1)事務局は総会の決議事項として特にこの会則に規定のある事項以外の会の運営に関する事項につき決定をする他、この会則の定めるところにより余の事業をおこなう。
- (2)事務局の決定は総会の決議と抵触しない範囲で効力をもつ。
- (3)事務局の決定に際しては事務局長より会長に報告し、会長その他によって全体会員に公示しなければならない。
- (4)事務局の決定に際し会長が第5章、第18条により総会を招集した場合には事務局はその執行を総会に於て該当決定に対する支持決議のあるまで中止しなければならない。
- (5)事務局の決定に際しその公示の日より起算して2週間に内に第5章オ22条オ2項の請求と共に、当該決定の執行中止を求められたときは事務局はその執行を総会に於て当該決定に対する支持決議のあるまで中止しなければならない。

…は活動状況および決議事項を記録・保管するとともに…

オ32条

- (1)事務局が決定するに当っては事務局長の招集各委員長の請求、事務局員三名以上の請求により事務局会議を開催する。
- (2)事務局会議は全事務局員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- (3)事務局の決定は出席事務局員の過半数の賛成により成立する。
- (4)正会員は事務局会議を傍聴することができる。

(前除)

(2)

(3)

オ33条 事務局は決定により事務局員中より会の会計事務を行なう者を指名する。

オ34条 事務局は執行事務遂行のために専門委員会を設置することができる。

オ35条

- (1)専門委員会の設置は総会の承認を得なければならぬ。
- (2)専門委員会の委員長は事務局の決定により事務局員中より選任する。
- (3)専門委員会の委員長は委員会の運営経過を事務局に報告しなければならない。
- (4)事務局は専門委員会に対する細則をつくることができる。

オ36条

- (1)事務局にその決定の内容、決定のあった年月日事務局員各自の賛否を記載した記録書をつくり事務局長がその認証をしたうえで事務局長にてこれと保管しなければならない。
- (2)前項の記録書は正会員より請求のあったときはその閲覧に供するものとする。

第七章 地方支部

オ37条 本会は総会の特別決議により地方支部を置く

…決議

第38条 地方支部は支部の統括責任者たる地方支部長  
支部の会計事務を行なう者と選出する。  
第40条 地方支部の活動について、本会会則の基  
本、かつ年2度以上事務局宛活動報告を行な  
わなければならぬ。

## 第8章 会計

第41条 本会の会計は以下の收入による  
・会費 入会金 寄附金 その他

第42条 本会の会計年度は毎年10月1日より翌年  
9月30日迄とする。

第43条 会計は各会計年度終了後10月又は会報を通じて会計報告をなす。総会で承認する。

第44条 正会員の会費は年 円として毎年9月末迄に会計、支部に属する正会員は地方支部会計に納める。但し一ヶ月半度成に終身会費として 円を納めることが出来る。

第45条 道会員は入会金 を納める。

第46条 道会員より正会員にならざるときは入会金 を納める。

第47条 家族会員は入会金 を納める。

地方支部は事務局の定めた地方支部会計細則に基づく会計を行なう。

第48条 すでに納められた会費、入会金、寄附金を返還しない。

## 第9章 入会・脱会・退会・除籍

第49条 正会員は本人が入会の意を表明し総会で承認され入会する。

第50条 脱会者は本人の意を表明又は事務局の指名により会員を承認されたもの。

第51条 脱会者は本人の意を表明により総会で承認され正会員になることができる。

家族会員は正会員の申告に基き入会する。

第52条 会員は本人の意を事務局に告げて上級脱会することができる。ただし脱会以前の会への債務はこれを履行しなければならない。

第53条 会員が死亡もしくは3年以上行方不明の場合には除籍する。

第54条 会員の名前を棄損したる者または理由なく1年以内に本会に対する債務を怠った者は総会の決議により本会より退会せしめる。ただし退会前の債務はこれを保留する。

## 付則

第55条 本会会則の改正は総会の特別決議による。

昭和37年9月 起草  
昭和37年11月4日 施行  
昭和40年11月3日 一部改正案  
昭和41年1月1日 発効

(削除)  
毎年10月1日より9月30日

…年10月以上する。これは何を意味するか?

…但し年4月必下の定期会員と地方支部に納めてある。

(削除)

(削除)

(削除)

本会の名前を棄損したるものは総会の決議により除籍する。理由なく1年以内に本会に対する債務を怠った正会員は総会の決議により準会員とすることができる。ただし、正会員時の債務はこれを保留する。

…決議にする。

昭和52年5月22日 改正

☆ 総会において、同西支那より現役  
に金一封の寄付がありました。  
中身は、よく知りませんが、? です。

☆ 本年度の事務局より  
事務局より  
す。なは年を次のよううに、  
周囲にて、次年をめざす活動を一歩進みます。  
松井、島田、山田、密、吉香、好岡、下本、中島、藤野、下切、上野、  
三鶴山、山密、吉香、好岡、下本、中島、藤野、下切、上野、  
総会にて、にあります。およこりり二年、  
期。およこりり二年、  
三鶴山、山密、吉香、好岡、下本、中島、藤野、下切、上野、  
総会にて、にあります。およこりり二年、